

令和3年度第2回和歌山地方最低賃金審議会

議事録

開催日時 開催場所	令和3年7月27日(火) 和歌山労働局6階会議室	午後1時24分から 午後2時49分まで	
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席5名 出席5名 出席5名	定数5名 定数5名 定数5名

富山会長

ただ今から、第2回和歌山地方最低賃金審議会を開催します。

事務局から委員の出席状況、会議の成立、傍聴者及び意見陳述について報告をお願いします。

事務局(嶋本)

御報告します。本日の出席状況につきましては、委員15名中、公益委員5名、労働者側委員5名、使用者側委員5名、全員出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数、各代表3分の1以上又は全体で3分の2以上を満たしており、会議が成立していることを御報告いたします。

また、本会議は公開となっており、令和3年6月25日に傍聴公示を行いまして、申出があった10名の方が傍聴されています。

次に、最低賃金法第25条第5項に基づきまして、令和3年6月24日に関係労使からの意見聴取の公示を行いましたところ、期日の7月15日までに5名の方から意見の提出がありまして、審議会において直接、意見陳述を希望されましたので、本日、お越しいただいております。

意見陳述者は、申出順に、

紀州有田商工会議所の川端様、栗山様  
和歌山県医療労働組合連合会の谷口様  
わかやま市民生協労働組合の鬼束様  
和歌山県地方労働組合評議会の杉様

の5名でいらっしゃいます。

なお、意見陳述の申出をいただいた5名の方は傍聴も希望されていますので、その5名の方を含めて、傍聴者は10名となっております。

富山会長

それでは、開会に当たり、和歌山労働局長から御挨拶をお願いします。

事務局(池田局長)

和歌山労働局長の池田でございます。

本日は大変御多忙の中、また大変暑い中、当審議会のほうに御出席いただきまして誠にありがとうございます。

最初にお詫びを申し上げたいと思います。昨年当審議会に提出いたしました資

料におきまして、数値に間違いがございました。詳細はこの後、事務局から説明申し上げますけれども、本来このようなことがあってはならないこととさせていただきます。まずもって深くお詫び申し上げます。二度とこのようなことがないよう、再発防止に取り組んでまいりたいと思っておりますので、引き続き御指導、御協力のほどお願い申し上げます。

さて、去る7月16日に、中央最低賃金審議会におきまして、本年度の地域別最低賃金額改定の目安が答申されました。

今回、この答申が出されるにあたり、採決が行われ、一部委員から反対意見が出されるなど、多くの困難が伴う中で出された答申であると聞いております。

私どもといたしましては、この答申を尊重するとともに、中央最低賃金審議会委員の皆様の大変な御苦勞の末に出されたものであることも重く受け止めて、本審議会の審議に臨んでまいりたいと考えております。

大変厳しい御協議になることも想定されますが、どうか公勞使の委員の皆様方におかれましては、3者による真摯な話し合いを通じまして、地域經濟の活性化、働く人々の生活の安定、また、勞働力の質的な向上が図られるよう、審議にお力添えいただきたく何卒よろしくお願い申し上げます。

富山会長

それでは、議題に入りますが、その前に事務局から報告があるとのことですので、事務局から説明を願います。

事務局（片野）

勞働基準部長の片野でございます。議題に入るに先立ちまして事務局からお詫びと訂正がございます。昨年度の本審議会におきまして配布いたしました百貨店、総合スーパー、各種食料品小売業の特定最低賃金の新設に係る資料に誤りがございました。資料の綴りとは別に添付しております、横書きの1枚紙、こちらを御覧ください。特定最低賃金の決定の必要性についての形式審査結果と題する一枚紙でございます。

この中の当該産業別最低賃金の適用を受ける基幹的勞働者数に誤りがあり、従前3,656名という記載しておりましたが、正しくはこちらの資料にございまして、12,407名であることがわかりました。御審議をいただくにあたりまして基礎となる数字に大きな誤りがあったということについてはお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

また、この場を借りて恐縮ではございますが、本資料をもって数字の訂正とさせていただきます。なお、訂正後についても申し出数が基幹的勞働者数のおおむね3分の1を満たすということが認められますので、形式的審査の結果そのものには変更はございません。

こちらの誤りですけれども、基になる総務省經濟センサスの数字を集計する際に拾い上げるべき欄を間違えたということにより発生しました。今後このようなことが二度と起こらないように、事務局において取り扱う数字、資料等についてダブルチェックをするなどチェック機能を強化して再発防止に取り組んでまいりたいと存じます。

いずれにいたしましても委員の皆様には適正かつ円滑な御審議をいただくべきところ、決して事務局としてはあってはならない誤りをしてしまったというこ

とにつきまして、重ね重ねでございますがお詫びを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

富山会長

ただ今の件につきまして、委員の皆様の方から御質問等ございましたら、  
ございませんか。

濱地委員

質問というわけではないですが、今回発見できたとはいえ、前回、誤った資料が提出されたということで極めて遺憾でございます。今後審議会の議論をしていく上で、信頼性という観点からも基礎となる資料、また調査結果につきましては改めて正確な数字を出していただくとともに再発防止の徹底をよろしくお願ひしたいと思います。

富山会長

濱地委員どうもありがとうございました。今後は十分注意して当たるということをお願いします。

事務局（片野）

承知いたしました。申し訳ありませんでした。  
御意見ありがとうございました。

富山会長

そのほかに御質問等ございましたらどうぞ。特に、よろしいですか。  
続いて本日の資料について事務局から説明をお願いいたします。

事務局（嶋本）

御説明いたします。

まず、資料1でございますが県最賃の改正について御提出いただきました意見書でございます。受付順になっておりますので、御確認いただけたらと思います。

また、本日、意見陳述はございませんが、和歌山弁護士会様から当審議会あて会長声明が提出されており、併せて添付しておりますので、御確認ください。

資料2は、7月16日付けで中央最低賃金審議会から通知がありました、令和3年度の地域別最低賃金改定の目安についての答申文です。後ほど伝達させていただきます。

資料3の1枚目は今後の審議会の予定についての事務局案でございます。2枚目以降は、答申の日と効力発効日の一覧表になります。

資料4から7は特定最賃の決定等に係る申出書関係の写しになっております。まず、資料4は和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正に係る申出書です。

資料5は和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正に係る申出書です。

資料6は、百貨店、総合スーパーに各種食料品小売業を加えた特定最低賃金の新設に係る申出書です。申出書の添付資料は事務局で保管しておりますので、委員からの御希望がございましたら御覧いただけますので申し付けください。

資料7は、申出のあった特定最賃の決定等の必要性に関しての形式的審査の結

果の資料です。

資料 8 は、平成 15 年 12 月 1 日付けで発出された当審議会の小委員会の報告書で、和歌山県の産業別最低賃金制度の基本的な考えが示されております。

資料 9 は、和歌山県最低賃金に関する実態調査結果報告書です。これは、県内の製造業、新聞・出版業、卸売・小売業、サービス業などの事業所の労働者の今年 6 月分の賃金について回答をいただいた統計となっております。専門部会の金額審議等でも御活用いただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

資料 10 は前回、委員から追加要望のあった資料で、ハローワーク和歌山が公表している常用的パートの募集賃金を取りまとめたものと、和歌山県が公表している学歴別初任給のデータを取りまとめたものです。常用的パートの募集賃金については今年、昨年と一昨年について、それぞれ 1 月から 5 月分の集計となっております。

この中で、令和 3 年 1 月の中段あたりになりますが、居住施設・ビルの管理などの業種のところで最賃額を下回る求人賃金が出ている部分がございます。これはハローワーク和歌山に確認したところ、施設の管理人業務など、最低賃金の減額特例許可対象者となりうる断続的労働の求人が含まれているということであり、最賃を下回る求人とならないようあらかじめ確認済みとのことですので、御承知おきいただければと思います。

また、別綴りとして、本年度の中央最低賃金審議会の第 2 回目安に関する小委員会配付資料を付けさせていただいております。それと、今回、後ほど諮問させていただく労働局長からの諮問文の写しと、意見陳述をいただきます和歌山市民生協労働組合の鬼束様から提供いただきました資料を別途配布させていただいておりますので併せて御参照いただければと思います。

以上、資料の説明でございます。

#### 富山会長

ただ今、事務局から説明があった資料については、今後の審議の参考として有効に活用したいと思っております。

まず、議題(1)の関係労使の意見陳述ですが、最低賃金法第 25 条第 5 項に基づき、意見陳述の申出があった 5 名の方から意見聴取を行いたいと思っております。1 人 5 分以内とさせていただきたいと思っております。

まず、紀州有田商工会議所の栗山様、引き続いて川端様、意見陳述をお願いいたします。

#### 栗山氏(紀州有田商工会議所)

紀州有田商工会議所の栗山です。どうかよろしくお願いいたします。

紀州有田商工会議所は、小規模零細事業所及び中小企業で組織する公益法人でございます。従いまして、今回、関係使用者の意見陳述ということで意見発表させていただきます。

まず、本年度の最低賃金につきまして、7 月 16 日に中央最低賃金審議会におきまして最低賃金決定改正額の目安を全国実質 28 円引き上げるということで提示されております。これにつきましては昨年初めからの新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、経済への影響が特に中小・小規模事業者におきましては深刻化しています。その中で国、県、市の支援策を活用しながら、事業所は「事業の存続」

と「雇用の維持」に懸命に努力しているのが現状でございます。その中で過去最大の引き上げを行うべきではないと考えております。この件につきましては使用者側といたしましては到底納得できるものではございません。

その中で、このところの危機的な経済状況を踏まえて現状水準の維持をお願いしたいと思っております。

その理由といたしましてまず(1)でございますが、コロナの収束が見通せない中、幅広い業種の企業が現在の最低賃金額を負担に感じております。これは別紙資料の 2 に書いているものでございます。特に宿泊・飲食業におきましては8割の企業が負担を感じていることから、平均賃金率など企業の平均的な状況のみに着目するのではなく、飲食、宿泊、交通、運輸等の業種における経営状況や支払い余力に焦点を合わせていただきたいと思いますと考えております。

2点目でございますが、最低賃金につきましては下方硬直性が強く、たとえ景気後退局面であっても実質的に引き下げることができません。このため、更なる景気後退により業況が悪化すれば、企業は雇用調整せざるを得ない状況になることが十分に予見されます。

別紙資料 3 でございますが、最低賃金が引き上げられた場合の対応策といたしましては、設備投資の抑制等や一時金の削減、非正規社員の採用抑制が多くなっております。このことからわかるように、雇用の抑制につながるということを懸念してございます。

また、資料 7 でございますが、コロナウイルスの影響で売り上げが30%以上減少した事業所は全体で48.5%と約半数の事業所の売り上げが減少しております。

3点目でございますが、最低賃金は、国の方針に基づく「引き上げありき」ではなく、明確な根拠のもとで納得感ある水準を決定すべであると思っております。国の骨太の方針に示されました最低賃金の引き上げに配慮して、厳しい経済状態を超える大幅な引き上げを行われるようでしたら、政府による中小企業の切り捨てのメッセージと受け止められ、経営者の心が折れて廃業がさらに増加し、雇用に深刻な影響が出るのが懸念されます。

4番目としまして、今年度は、中小企業の経営実態とか足下の景況感、地域経済の状況や雇用動向を踏まえ、「現行水準を維持」すべきだと考えております。

続いて5点目、最低賃金の据え置きに関する地方の状況でございますが、当商工会議所管内の休廃業の状況でございます。

平成30年度は24事業所、令和元年度は26事業所、令和2年度は23事業所と状況としてはあまり悪い状況ではございませんが、各年度を見ますと、宿泊・飲食業における廃業がさほど多くないのが現状でございます。今後コロナ禍がさらに進行すれば休廃業はさらに増えるであろうと懸念しているところでございます。

2点目といたしまして、有田市内の事業所数の減少でございますが、平成21年度は1,967事業所でしたが、平成30年度は1,506事業所と約460事業所が減少してございます。

また、有田市内の従業員さんの減少でございますが、平成21年は12,511人が、平成28年には10,781人と約1,800人減少しております。

4番目の和歌山県の人口の動向ですが、平成27年には965,597人が令和2年4月で917,252人とこちらも5万人減少してございます。

以上のように中小企業を取り巻く環境は、非常に厳しい経営状況でございます。そのため、最低賃金をこ

れ以上引き上げられますと企業の存続が危ぶまれます。

つきましては、本年度の最低賃金につきましては現状維持をお願いしたいと思います。

私からは以上です。引き続いて当商工会議所会頭の川端さんから事業所の生の声を聴いていただきたいと思います。

川端氏（紀州有田商工会議所）

引き続きまして、紀州有田商工会議所会頭の川端です。本業は産業用の手袋、軍手、軍足、これらを製造販売しております。従業員ほとんどがパートで15名ほどで、売上が大体1億あれば、まあなんとかなあというレベルの企業でございます。私も経営者といいながら、現場で朝から晩まで働いているような状況でございます。

まず補足説明でございますが、2点だけ申し上げたいと思います。

最低賃金法、これは業種や企業の大きさ、これに関係なく強制的に守らなくてはならない制度でございます。それを、労働の所得を上げるための手段に利用してもらいたくないんです。

政府は骨太の方針で、最低賃金を1,000円以上に持っていくんやというような形で言われてます。私から言わしますと、骨を太くする方法というのはカルシウムを一所懸命与えたり、紫外線を浴びて適度な運動をさしたり、それが通常考えられる方策でございます。

ただ、今回政府が行った方法、最低賃金を上げて所得を上げていく。これは私から言えば骨を太くするのではなくして、手の筋肉をそぎ落として腕を細くして、「どや、骨太なったやろが」こう言うているように思ってしまうんじゃないんです。

もっと実質的な。最低賃金は必要ですよ。これは、最低賃金の趣旨からしますと、やはり労働の所得を守っていく方法としてはこれは必ず必要なもんです。そして状況を把握しながら手直しも必要です。これは分かるんですが、これを所得を上げるための手段として利用してもらいたくない。

是非、根本的に骨を太くしていく、カルシウムをしっかり与える、運動を適度にしていくと、この方向に戻っていただきたいというのが1点でございます。

あと2点目、中央審議会のほうで指針が示されました。3.1パーセント、28円以上のアップということでございますが、中央は中央、今ここで開かれているのは和歌山県の地方審議会です。

これはなぜ全国で地方の審議会が開かれているかということ、中央が決めたことをそのまま受け入れるんだったら地方の審議会はいりません。地方の審議会の在り方、この意義というのはその地域の経済情勢、そして企業の状況、これをしっかりと踏まえて独自の基準を考えてくださいという制度です。

特に和歌山県、大きな企業が少なく、そして観光、飲食、地域に根差した中小零細企業が多い地方でございます。特に今、和歌山県からも感染拡大が広がっている地域への不要不急な移動を控えてくれというような要請も出ております。特に和歌山県、観光が中心でございますけども、今、皆さんご存じのように海外からの観光客というのももう激減しておりますし、都会からこちらに来る観光客も減っております。

それを何とか我慢しながら、このコロナ禍が済んだその後、世界、世の中の動きがどうなるのかというのを企業は今、一所懸命耐えてその次のステップを踏もうとしているところです。物の動きがどんどん変わってきています。そして社会の動き

も変わっています。コロナ禍の後、どのように企業、商店が地域に対してプラスの志向を出していけるか、そして従業員とともに新しい社会に対応していくか。その、今準備をしているところなんです。

その段階で、一方的に3.1パーセント、28円以上の最低賃金を上げていくという方法はとても納得のいかないことだと思います。

最低賃金を上げるなど言うているのではないんです。タイミング的にはもう少し世の中が安定して、次のステップが企業が踏めるような状況になったことを確認した上で、次の最低賃金を審議いただきたい。

先ほども専務からありましたけども、今回のその2つ、私から言いました2つと、資料をもとに発表させていただきましたけども、今の段階では現状維持の最低賃金を是非、守っていただきたいと思います。

これは要望でございます。よろしくお願いいたします。

富山会長

どうもありがとうございました。

ただいまの栗山様、川端様の御意見に関して、御質問等ございませんか。

<質問なし>

川端様、栗山様、ありがとうございました。

続きまして、和歌山県医療労働組合連合会の谷口様、お願いします。

谷口氏（和歌山県医療労働組合連合会）

皆さんこんにちは。和歌山県医療労働組合連合会書記次長の谷口と申します。医療・介護で働く仲間で作ります労働組合の立場から発言させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大が始まってから1年半が経過しました。コロナ感染症による経済への影響というのが非常に長期化しておりまして、未だに日本経済は深刻な痛手を受けています。医療・介護分野への影響というのも当然、大きなものがありまして、コロナ禍でエッセンシャルワーカーの処遇改善というのが社会的な問題になってきました。

その一方で、海外と比較しての医療業界の賃金の安さというのが指摘されるようになりました。ILO、国際労働機関の看護職員条約というのがあって、そちらのほうでは看護師に対して教員と同水準の給与というのが求められているんですけども、日本の看護職員の賃金というのは13万円も低いというのが現状になっています。また介護職員に至っては他産業に比べて8万円も低いということになっていて、この理由から介護職を選択する若者が少なくなり、魅力を感じられないという声が非常に多いです。

こうしたことから社会的な地位の向上の妨げになっている状況がずっと続いています。

また、国が決める医療費は全国一律で決まっているのに対して、そこで働く医療労働者は働く地域や職場の違いによって格差が生じております。同じライセンスを持っていても、働く県や場所で給与に差が生まれています。最も身近な例では、和歌山県と大阪で最賃が現在133円もの格差があるということもあって、このことが都市部への人材流出の大きな原因になっています。この地域間格差というのが

限り、人員の不足は解消されません。

コロナ禍で非正規雇用労働者に大きなしわ寄せが起きているという状況も明らかになりました。先日行われた社会保障学校の記念講演で、講師のソーシャルワーカーの藤田孝典さんという方が、コロナによって経済や雇用が不安定になり、観光業や飲食業の労働者や、個人事業主化し雇用すらされなくなった労働者からの相談が多くなっている。特に非正規の女性からの相談が非常に多くなっており、雇止めやシフト外しにより性産業で働かざるを得ないほど生活が困窮し、精神疾患や自殺者も増えているという状況を訴えられました。

この女性の貧困に関しては7月14日の朝日新聞でも取り上げられており、その記事によると中学生の息子さんと2人で暮らすシングルマザーの方が、食費節約のために週の半分以上で自分の夕飯を抜いているという生活を、もう1年以上も続けていることが報じられました。

女性の就業者数はコロナ感染が拡大し始めた昨年4月を見ると、前年同月と比べ53万人も減少、休業者数は前年同月比249万人増で、男性の1.5倍にまで膨れ上がっています。これはコロナ以前からの問題ですが、働く女性の非正規雇用が進んだことや家事、育児の分担が女性に偏っており、離職を選ばざるを得ない環境にあることが原因になっています。

コロナ禍で失業や生活困窮に陥る労働者が確実に広がり、市場の消費が増えている今、最低賃金の引上げこそが地域経済の活性化につながるという方向へ世間の関心や期待も高まっています。

これらの問題の改善には、最低賃金の引上げが最も有効であって、私たちは全国どこでも8時間働けば普通に暮らせる最低賃金の水準と、全国一律最低賃金制度、産業別最低賃金制度の導入を訴えています。最賃を引き上げることこそ、医療・介護現場の人手不足を解消し、コロナで冷え切った地域経済を温め、人口減少に歯止めをかける確かな道であります。

中央最賃審議会の目安として14日に過去最高の28円引上げという目安が出されましたけども、和歌山ではこの目安以上の水準の引上げ、地域間格差の是正が喫緊の課題であると感じておりますので、

目安以上の引上げの即時実施を求めたいと思います。

富山会長

ありがとうございました。

ただいまの谷口様の御意見に対して、御質問ございませんか。

<質問等なし>

では続きまして、わかやま市民生協労働組合の鬼束様、お願いします。

鬼束氏（わかやま市民生協労働組合）

こんにちは。わかやま市民生協労働組合の鬼束です。私はパートで働いていました。それで、主婦の目線からも最低賃金というのは上げてほしいなと思っていますので、そういう意見を述べさせていただきたいと思います。

昨年、最低賃金が1円上がりました。全国で答申の目安が出なくて、1円上げたというのはすごいことやなってみんなにも評価されているんですけど、その1円上

がっても年間でいうと大体2,000円くらいしか上がらないんですね。

で、2,000円上がっても、その分、今、物の値段が上がって物価がじわじわ上がってます。財布を預かっている主婦の目線から行くと、えっ、これこんなに高かったんというのが結構あります。ガソリンも上がって、ガソリン代も負担になってきています。

安くなってるなと思うような食品とか商品とかでも、中の分量や個数が減ってて実際は値上げなんやっていうのも多く見られます。

それから去年の情勢で、コロナで大幅に売り上げなどが減少しているってところは、仮に最低賃金を据え置いても、あまり助けになってないんじゃないかなって思うんです。でもそこで働いている人たちは、雇用を守るためって言われても、時給を据え置いておまけに働く時間を減らされては、ダブルパンチで生活できません。

生活が立ち行かなくなると、最低賃金を据え置くよりも助成金などで直接、企業を助けるとか働いている人を助けるといこうが生き残れるような気がします。

和歌山県の企業で働いていても、生活できなくなってしまうと、企業自体が困ってしまうことになるので、もし賃金が上がらなくて生活ができなくなれば、和歌山で生活するのをやめて、ほかの仕事がある大阪とかへ移っていくことになると思うんです。大阪だったら最低賃金でも今は和歌山よりも133円高いので、それなりに少しは生活が楽になるんじゃないかなっていうふうに思って出ていくと思うんです。

今、全国でも最低生計費調査というのをしているんですけど、どこで暮らしても大体月に23万から25万くらいかかるという調査結果が出ています。そうしたら、大阪のほうが最賃が高いのだから、和歌山よりも楽に生活できるというふうになると思うんです。

私が今所属している生協なんですけど、コロナの緊急事態宣言から非常に忙しくなって、すごい忙しい思いをしています。でもこの業界ではパートなどの非正規の賃金は最低賃金に張り付いています。わかやま市民生協では平日の時給は831円です。ほかの県の生協でも最低賃金に近いところが多いです。

私が働いているわかやま市民生協は今年もベースアップはありませんでした。9割以上の労働者は最低賃金で働いています。

どこで働いても、労働者は物価が上がればたちまち生活に困ります。時給が同じで物価が上がると、自衛して買うのを控えたり、ほかに代替えの安いものを買ったりということで経済がやっぱり伸びません。

働く時間が減らされるということもあります。今回もコロナで働く時間を減らされたりっていうこともよく聞きます。そうやって収入が減ってしまうとお金を使わなくなる負のスパイラルですね。

私事なんですけど、今年3月で再雇用になってしまいました。そうするとパートではあったボーナスというのが再雇用ではもらえなくなりました。この6月にボーナスの時期だったんですけど、私、ボーナスの時期はちょっと張り込んで、ステーキとかお寿司とかちょっと贅沢しようかなと思ったんですけど、今年ではできませんでした。そうしないと暮らしていくことができないからです。

話は変わるんですが、この春、県選出の国会議員さんの事務所を訪問する機会を得られました。最低賃金の話もさせていただいたんですけども、大阪との県境を超えるだけで133円もの差がある、これは差が大きすぎるねっておっしゃっていた

いてたんです。やはりほんとに県境を超えるだけでこれだけの差があるっていうのは人口流出、労働者の喪失だと思います。

どこで暮らしても誰でも人間らしい暮らしをするためには、どこで生活しても最低賃金というのは必要なので、それを全国一律の最低賃金1,500円っていうのに、まあすぐにはならなくても、それを目指して議論して行ってほしいと願っています。よろしくお願いします。

富山会長

ありがとうございました。

ただいまの鬼束様のご意見に関して、御質問ございませんか。

<質問なし>

それでは続きまして、和歌山県地方労働組合評議会の杉様、お願いします。

杉氏（和歌山県地方労働組合評議会）

皆さん、こんにちは。和歌山県地評の杉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私たち和歌山県地評は和歌山地方最低賃金審議会での審議に際し、コロナ禍のもとで一層広がる貧困と格差の是正、地域経済の再生のために、最低賃金を今すぐ1,000円以上に引き上げるとともに、その実現のために中小零細事業者への支援強化を関係機関に働きかけることを強く求めたいと思います。

人が社会生活をする上で必要不可欠なライフラインを維持する仕事を担う、いわゆるエッセンシャル・ワークは、低賃金、不安定雇用の非正規雇用労働者で支えられています。介護職場やスーパーなど小売業で働く労働者の多くが最低賃金近傍の低賃金で働いています。エッセンシャル・ワーカーは、不安定な雇用形態による失業への恐怖と、蓄えがないこと、さらに自らも感染しかねない恐怖と戦っています。労働者の雇用と生活を守る企業責任は、中小零細企業であっても決して曖昧にすることはできません。地域経済の活性化のためには、雇用維持と8時間働けば普通に暮らせる賃金の支払が必要不可欠です。

昨年から続く新型コロナウイルス感染拡大と経済危機は、新自由主義を基軸とする経済政策が、労働者や中小企業を「儲け」の対象として大企業や株主の利益を優先する政策を行い、日本経済の基盤を衰弱させてきたことが原因となっているのではないのでしょうか。

今求められているのは、国内総生産の6割近くを占める個人消費の拡大を経済政策の基調とすることへの転換です。雇用の安定を図り、最低賃金を引き上げ、非正規雇用労働者の労働条件の引上げ、消費税の税率引下げ、中小企業への大胆な財政支出などによって、経済の好循環で国民全体に広げることが、経済危機を回避し、持続的な経済発展への道であると、そのように確信しています。

現下の危機的な経済情勢がどのように作り出されているのかについて目を向けることなく、単に最低賃金引上げを抑制する論議は、弱い者同士の足の引っ張り合いによる負のスパイラルの推進にほかなりませんということは改めて申し上げたいと思います。

さて、先般、中央最低賃金審議会において、時間給で28円引き上げる目安が示さ

れました。今回のこのプラス28円について私たちは次のように考えております。

まず28円では全く生活の改善につながらないということです。現在の最低賃金に目安どおり上乘せされたとしても、この和歌山では859円にしかありません。年間2,000時間働いたとしても171万円にしかありません。月額にして14万2,500円、これでは到底生活できない金額と言わざるを得ません。目安に捕らわれない大幅な賃上げが必要です。

つぎにこの28円という目安は全国一律だということです。これまで最低賃金は、全国をあまり意味のない4つのランクに分け、そのランクごとに目安が示され、実際に引き上げられてきました。今回、そのランク別を取っ払って全国一律の目安額としたことは、大きな成果だと考えています。生活レベルにランクをつけるなど交通機関の発達した今、こんな小さな日本では全く意味がありません。

しかし一方で、目安が全国一律となったということは一歩前進ではありますが、全国でこれまで大きく広がった格差をそのまま据え置くということになります。先ほどのランク別により、今、全国で最低時給に221円もの格差があります。全国一律に引き上げるということは、この格差をそのままということになります。和歌山と大阪の間の最低賃金額の差は時間当たり133円もあります。東京と山梨、神奈川と山梨の間に次いで全国3番目の格差であります。これでは都市部にどんどん人が吸い取られていくと、こういう状況になっています。

全国の仲間がその地域で普通に暮らしていけるためにどれだけの生活費がかかるのかを調査しております。その結果では全国どこでも時間給に換算して1,500円から1,600円程度必要だと分かってまいりました。都市部であっても地方であっても、最低必要な金額というのはあまり変わらないという結果です。東京では住居費が高い、しかし和歌山では自家用車が一家に1台どころかひとり1台が必要で、その維持費も馬鹿になりません。最低賃金が低いからといって電気やガスなどの公共料金や携帯代、コンビニで買う商品は安くはなっておりません。是非とも大幅な引上げを求めるものであります。

さてこの最低賃金が引き上げられることに、とんでもないと言われる方々がいらっしやるのも事実であります。今の経済の状況で最低賃金だけ上げてはやっていけないという声も当然理解できます。そもそも最低賃金を抑え込んで、その上にあぐらをかいているのは、コロナでも大もうけをし、そして決して吐き出さない大企業ではないでしょうか。1,000円にも満たない時間給で雇わざるを得ない中小零細事業者の皆さん、原価が上がっても、それを価格に転嫁できない中小零細業者の皆さんに政治の手が差し伸べられていない状況ではないでしょうか。消費性が10パーセントに引き上げられ、その負担の重さに耐えきれない状況が広がり、そしてこのコロナ禍で事業が大変になっております。

私たちは全国どこでも誰でも時間給1,500円以上の実現を求めています。中小零細事業者の皆さんにはそれが可能になるような負担の軽減を併せて求めています。具体的には消費税を当面5パーセントに引き下げること、社会保険料の事業主負担を軽減することなど、地域で苦しんでいる人同士が力を合わせて声を上げていく必要があります。

私たちは、中小企業の経営努力に報いてこの経済危機を乗り越えるためにも、最低賃金引上げとともに中小企業への必要な支援の強化を関係機関に強く求めます。

和歌山最低賃金審議会委員の皆様におかれましては、最低賃金審議に当たって中央最低賃金審議会の目安にこだわることなく、格差是正のために大幅な最低賃金引

上げのために御尽力いただくよう重ねて要請いたします。

なお本日、地域間格差をなくし経済活性化のため最低賃金を今すぐ1,500円に引き上げるとともに、中小零細事業者への手厚い支援強化を求め要請の署名を2,593筆持参いたしました。この思いを会長に託したいと思いますので、もしお許しいただけるようであれば、会長どうぞお受け取りいただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

<杉氏から会長へ、署名を手渡し>

富山会長

署名をお持ちいただいたので、確かにお受けいたしました。これは後ほどまた拝見させていただきます。

杉様、ただいまの発言、御意見ありがとうございました。

ただいまの杉様の意見に対して、委員から質問等ありましたら。ございませんか。

<質問なし>

では杉様、どうもありがとうございました。

それでは、意見陳述についてはこれにて終了いたします。労使それぞれの立場から貴重な御意見を拝聴いたしました。いただいた御意見は今後の審議に生かしてまいります。どうもありがとうございました。

それでは、次の審議に入ります。7月16日に中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に「令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について」の答申がなされています。

その答申を事務局から伝達していただきます。

事務局（嶋本）

それでは、資料2をご覧ください。答申の本文を読み上げまして、目安の伝達とさせていただきます。

<答申本文及び目安金額を朗読>

富山会長

ただいま、事務局から目安答申を伝達していただきました。

本年度の目安答申に関して、各委員から御意見をお聴きしたいと思います。まず労働者側委員どうでしょうか。濱地委員。

濱地委員

基本的な方向性の話ということでよろしいですか。

富山会長

答申についての意見ということで。

濱地委員

中賃で議論された内容でございますので、労側としましてもこの目安というものを尊重しつつ、地方最低賃金審議会での審議に臨んでまいりたいと思っています。

富山会長

それでは使側のほう、どうですか。児玉委員、お願いします。

児玉委員

ただいまの答申に御説明がなかったんですが、その後に7項目にわたって公益見解の出た理由を述べられている部分がございますが、この点に関して全く理解できない内容だと思っております。現状を認識されているのか、あえて曲がった認識になってはいないか、あるいは最低賃金を検討するに値する論議が、最低賃金法の求めるところの基本的な議論が十分なされているのかといった点、各項目についてひとつひとつ挙げたいところですけども、その点十分審議がなされないまま、政府の主導で公益委員が政府の方針を引き取る形でされたというふうに認識をしているところです。

これについて事務局のほうで追加で説明いただけるのであれば、説明いただきたいところでありまして、また同じ公益委員として、この説明について十分されているというふうに公益委員の皆さんがお考えなのかについて、もう少し詳しくこの理解について御説明いただけるのであればこの審議会の場で御説明いただきたいと思っております。

富山会長

この公益委員見解についてということですかね。これについては別紙として公益委員見解、労働者側と使用者側の見解というのが付けられておりますが、それぞれについて具体的にこれはどうだろうかというようなことがあれば、それを言ってもらえればと思っております。

児玉委員

今、理解をされていないところでいいまして、  
、  
とあるんですけども、例えば  
ですね。「法人企業統計における企業利益は、足下では、産業全体では回復が見られること、また、一部産業では引き続きマイナスとなっているものの、政府として」と、こう話があるんですね。で、いわゆる今、景気というのは二極化されているということだと思っております。で、Kの字の回復という形で下向いたまま、先ほど有田商工会議所さんのほうからもありましたように宿泊・飲食業、また運輸業、大変悪い状況がコロナ禍の中で続いているわけですけど、そういった悪い状況があって、そういった苦しい企業さんの状況の中で最低賃金を議論すべきところが、この表現から見ると、全体として、平均としてみたいな話になってくると思うんですが、最低賃金というのはそういった目線でいいんでしょうかということについて、もう少し説明がいるのではないのでしょうか。その点について事務局から更に突込んだ説明がいただけるようであればいただきたいし、公益委員の皆さんのところで解釈について説明いただけるようであれば説明いただきたいと思っております。

いくつもあるわけですけども、初めに3.1パーセントという答えがありきで議論をしているというふうにしか取れない内容だということを指摘しておきたいと思っております。

#### 富山会長

今、説明と言われましたが、これについて労側の御意見いかがでしょうか。はい、濱地委員お願いします。

#### 濱地委員

厳しい企業があるんだ、特定業種があるんだということでございますが、特定業種のみ焦点を当てるのは適切でないというふうな公益見解が出されていると思うんですが、となると、業績の良いところも挙げるなという状況になってくるわけでございます。そういうことなら、儲かっている企業のうち、最低賃金近傍で働いているところに使用者側はどんなふうに責任を取って上げてもらえるのかというようなことになってきますんで、最低賃金そのものを否定してしまうことになるんで、そういったところはどのように考えているのかというところでございますね。

あと、28円の議論でございますが、これも、そもそも労使で決めたものではなくて公益委員の見解が最終示されるということでございますが、連合が最終の最終まで40円を提示していたわけございまして、今回の目安、先ほども申し上げましたが、我々としては尊重するものでございますし、それ以下となるような議論などは考えられないし、そういうことなら中賃自体を否定しているのでございますので、そういったことにならないよう3者構成でしっかり議論していただきたいというふうにご考えているところでございます。

#### 富山会長

どうもありがとうございました。時間の関係もありますので、公益委員の方から意見をお願いします。岡田委員お願いします。

#### 岡田委員

使用者側の意見は、使用者側の立場として大変よく分かるというふうに思いますし、今回の公益見解は中央の公益委員の方々も本当に御苦勞されて出されたんだらうというのは、この見解を見る限り、私個人的には印象は受けます。

今、児玉委員が御指摘された2の(1)のところですけど、今、濱地委員がおっしゃられたことと大体同じなんですけども、まさに産業で、非常に浮き上がらない苦しんでいる産業と、この状況の中でも割と回復のきっかけをつかみつつある産業があるという二極化が起きているということと、あとは企業規模によって、やはり大企業は回復の足掛かりをつかんでいるんだけど、中小零細のところは非常に苦しい思いをしていると。つまり産業的になかなか浮き上がるきっかけがつかめない苦しい産業の中小零細企業というのが一番、今、苦しい思いをしているところはあるので、それが一定程度、和歌山県内にそういう企業の存在があるということとは、労使公益3者とも認識していると思います。

ですが一方で、回復している産業であったり、大企業、企業規模でいうと大きいところというものもあり、地域別最低賃金というものは県全体に掛かってくる最低賃金であることから、全体としてどういう傾向にあるのかというのが、ひとつは議論の論点になると思われるので、そこがその「産業全体では回復が見られること」というところに反映されていると思います。ですが苦しいところは規模別、産業別にあるので、そこに対して政府として取り組む方針があるということが後半に書か

れていると思います。

前半と後半のどちらのほうがウェイトが高い論点になるのかというのは、これはまさに都道府県別になるというふうに思いますので、この辺りを専門部会で労使双方で忌憚のない御意見の交換していただき、公益としてそれをどう考えるのかということをお皆さんと議論していきたいというふうに思います、というのが私の個人的な意見です。

富山会長

どうもありがとうございました。今後また、専門部会の中で、今回の論点についてもそれぞれ議論を進めたいと思いますが、ちょっと申し訳ないですが時間の関係もありますので、この辺で。じゃあ児玉委員お願いします。

児玉委員

専門部会のほうで、今も言った点、是非議論を進めていただきたいと思います。

その専門部会に入る前に、1点だけ確認しておきたいのですが、先ほど資料1の一番最後の紙の存在についてなんですけども、これは和歌山弁護士会の会長のお名前で「労働者の生活を支えコロナ禍の地域経済を活性化させるために最低賃金額の引上げと中小企業支援の強化を求める会長声明」ということが書かれているんですけども、弁護士会に公益委員の弁護士の先生方は加入されているわけでしょうか。

富山会長

会員ではありますけども。

児玉委員

会員でありながら、引上げというような、一会員の公益の皆さん方の代表の方が引上げということをお要求されているという表現の中で、公益委員というお立場で、この文書はどう理解されているのかということをお、ひとつ確認しておきたいと思えます。

富山会長

これも個人的なことになるけども、これは弁護士会としてのひとつの意見ということで捉えています。憲法上の、健康で文化的な最低限度の生活を営むという趣旨からもこういう意見を出しているということで、これについても中小企業に対する支援とかそんなことも意見書の中に出ていますので。

決して、我々弁護士がこの意見に全く沿ってという形ではないです。ひとつの意見として参考にさせてもらうという、そういう立場です。あくまでも公益委員は中立の立場ということなので。よろしいでしょうか。

はい、では和歌委員、お願いします。

和歌委員

専門部会のほうで議論を進めるということですので、私は専門部会のメンバーではありませんので、この場でお話をさせていただきたいと思えます。

先ほど、紀州有田商工会議所の川端会頭、栗山専務からお話しいただいたことに尽きるのかなとは思いますが、実は和歌山商工会議所でも中央の小委員会の目

安が出たときに会頭としてコメントを出しています。そのコメントについて紹介をさせていただきながら、意見とさせていただきたいのですけども。中央の日本商工会議所等3団体からのコメントを引用しながらということでもあります。ただ中央のほうでは、先ほどありましたが、審議会の在り方みたいなのも大きな焦点で取り上げられています。それについて私も、例えば諮問のあり方として、そもそもこの方針をしっかりと読んでみたい話から始まって、今日は冒頭、労働局長さんのほうから、中央の目安を考えてみたい話を言われながら、この場に入るような審議会というのはどうだろうということは思いますけども、それについては私ども今回はコメントしません。

金額についてのみお話しさせていただくとしたら、そもそも最低賃金というのは強制力があるということです。それは強制力があるということは、平均的なところでは決してないだろうということだと思います。和歌山でも大阪の話が出ていますけども、大阪と接している和歌山市、それからどこの県庁所在地からも遠い新宮、串本、そのようなところも含めて強制力を持った制度であります。

そうであるとしたら、平均的な、先ほど言われた判断でもってするのは全く筋違いだというふうに思います。先ほど来の、引上げとおっしゃられた3団体の皆さんからもありましたように、大阪でも未だ蔓延防止重点措置の対象になっている。東京では4度目、東京での影響というのは人々の行動に非常に心理的な制約をかけている。その中で飲食・宿泊業者を中心に非常に厳しい、昨年この時期に比べたら、まだ昨年はもしかしたら年末ぐらいにあるいは年明けにという話をしながら、ずっとここまで来ているという中で、非常に厳しい状況に置かれているというのも、そういう業者も事業主も対象にした最低賃金を強制するんだということだというふうに思います。

そうであるとしたら、先ほど来、3団体の皆さん方がそれぞれ言われたのが、医療労連の皆さん「雇用不安」、市民生協の皆さん「働く時間を減少される」、地評の皆さん「不安定な雇用形態による失業の恐怖」というようなことを言われて、そちらへ突き進む可能性が非常に高いんだろうなという心配をします。そういうようなところを生まないように、最低賃金制度について改めて考えてもらいたいと思います。あくまでも最低賃金制度というのは底上げではあるけれども、全体の賃金水準、例えば大企業の賃金水準をどうしようというようなことでは決してないんだということ、それはまた違うところで議論をするべきだろうと思いますので、そこを間違ってしまうと、この最低賃金制度自体が取り返しのつかなくなるようにならないのかなというふうに、もうそれぞれ勝手にせいみたいな話になってこないのかなというような、極論ではありますけどもそういう心配をします。

最後にまとめると、あくまで平均値を基準にするのではなくて、厳しいところをどうするのかというのが強制力を持って措置をする制度だということだけを改めて訴えたいと思います。

富山会長

どうもありがとうございました。それぞれ御意見、今後の審議に参考にしながら進めていきたいと思いますが、ほかにございましたら、よろしいですか。

<意見なし>

それでは、中央の目安に関する意見はこれくらいで終了させていただきます。  
和歌山県最低賃金改正決定に当たっては、目安答申の内容や地域の状況、それから先ほどの関係労使の方々からの御意見等も参考にしながら、専門部会の場で議論を進めていきたいと思っております。

それでは、今後の審議の予定について、事務局から説明をお願いします。

#### 事務局（嶋本）

和歌山県最低賃金の改正決定につきまして、今後の審議の予定を簡単に御説明いたします。資料3をご覧ください。

目安答申の後には、専門部会において具体的な金額審議を集中的に行っていただきますが、資料は最短モデルの案ということになりますので、どういう日程で何回やるかは専門部会において検討いただいて正式に決定していただくこととなります。

専門部会が全会一致の場合は、審議会令第6条第5項によりまして、専門部会の議決が審議会の議決となっており、それが答申となります。逆に、全会一致とならなかった場合は、専門部会の結審後、速やかに審議会本審を開催いたしまして、専門部会報告について本審の場で再度審議をしていただき、場合によっては採決を行って、局長への答申という流れになります。

例年どおり10月1日の発効を目指す場合、リミットは8月5日となりますので、8月5日までに専門部会で意見がまとまらなかった場合はさらに専門部会を開くのか、採決により結審するか、御判断いただきたいと思います。仮に専門部会で採決による結審となった場合は、その後、3回目の本審を開催できればと考えております。

答申の後には、その翌日から15日間、異議の申出を募集する公示を行って、その後、異議の申出に対する審議会本審を開催いたします。最短モデルでは8月23日となっておりますが、午前中に結審し、官報公示の手続きができれば、10月1日の発効が可能になります。

ですから、本審の予定としましては、専門部会が全会一致に至らない場合は専門部会の結審後に1回、また答申後に異議申出があればさらに1回、県最賃に関しては最大で2回開催することが考えられます。

当面、日程案どおり第3回の本審の開催を8月5日午前11時から、第4回を8月23日午前10時からと仮に決定させていただき、もし本審の開催の必要がなくなった場合は、委員の皆様にも速やかに連絡をさせていただければと思います。

#### 富山会長

ありがとうございました。今後の県最賃の審議の予定について、事務局からただいま説明がありましたが、何か御質問ございますか。

<質問なし>

それでは、事務局案どおり、第3回の本審の開催を8月5日午前11時から、第4回を8月23日午前10時からと仮に決定しておいて、全会一致で結審するなどして必要がなくなれば中止するというところでよろしいでしょうか。

<異議なし>

それでは、続きまして議題(3)の「特定最低賃金の決定等の必要性の有無」について、労働局長の諮問をお受けしたいと思います。

<局長から会長に改正2件、新設1件の諮問文を朗読し手交>

富山会長

ただいま労働局長から諮問文を受け取りました。事務局の方から、諮問文についての説明をお願いします。

事務局(嶋本)

特定最低賃金につきましては、最低賃金法第15条におきまして、その決定、改正、廃止を行おうとする産業に従事する労働者又は使用者からの申出によって、労働局長が決定を行うこととなっております。

今回は2件の改正と1件の新設の申出がありまして、資料4から6が申出書の写しとなっております。

申出の形式的要件につきましては、産業別最低賃金の運用方針の中で定められており、労働者側からの金額改正等の申出につきましては、一定地域内で、該当業種に使用される労働者のおおむね3分の1以上からの申出であることが要件となっております。

資料7に申出の要件に係る審査結果を添付しておりますが、いずれも3分の1以上の要件を満たしております。申出書の原本や添付資料は、事務局のほうにございますので、御要望があれば確認していただけます。

当審議会におきましては、特定最賃の改正等の必要性の有無について、従来から審議会の運営規程第3条に基づく特別小委員会を設けて検討していただいておりますので、こちらについても御検討よろしく願いいたします。

富山会長

ただ今、諮問を受けましたが、何か御意見はございますか。

<意見なし>

では、これらの諮問を受けたということで、まず特定最賃の決定、改正の必要性の審議については、特別小委員会を設置して審議することにしたいと思いますが、それでよろしいですか。

<異議なし>

それでは、必要性については特別小委員会を設置して審議していただくこととし、特別小委員会の委員を指名したいと思います。

公益委員につきましては、先日の公益委員会議において、金川委員、岡田委員、和中委員の3名が担当することになっていますが、労働者側、使用者側それぞれ3名を御推薦いただけますでしょうか。昨年度は、労働者側、使用者側ともに県最

賃の専門部会の3名に担当していただきましたが、いかがでしょうか。

<労働者側、北道委員、澤井委員、濱地委員を推薦>  
<使用者側、原委員、山本委員、児玉委員を推薦>

それでは、ただ今推薦していただいた委員の皆様を、特別小委員会の委員に指名しますので、よろしくをお願いします。

産業別最賃の決定等の必要性については、特別小委員会において審議をしていただいて、その後、本審において審議結果の報告を行っていただきたいと思います。その報告を踏まえて、審議会から局長へ、必要性の有無を答申したいと考えておりますが、それでよろしいでしょうか。

<異議なし>

それでは、そのように進めていきたいと思えます。  
特別小委員会の日程について、事務局から説明をお願いします。

事務局（嶋本）

特別小委員会の日程につきましては、県最賃の専門部会の審議日程と併せて日程調整を行いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

富山委員

特別小委員会について、よろしくお願いいたします。

次にその他の議題ですが、本日の議事に関する事、今後の審議に関する事等で何か御意見、御質問ございませんか。

<特になし>

ないようでしたら、本日はこれで閉会とします。

（了）

和労発基 0727 第 1 号  
令和 3 年 7 月 27 日

和歌山地方最低賃金審議会  
会長 富山信彦 殿

和歌山労働局長  
池田真澄

最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 3 年 6 月 25 日付けをもって申出代表者和歌山県小売最賃会議議長 田中博景から、また、令和 3 年 7 月 16 日付けをもって申出代表者日本基幹産業労働組合連合会和歌山県本部委員長 山本龍一から、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

和歌山県百貨店，総合スーパー最低賃金  
（平成 20 年和歌山労働局最低賃金公示第 2 号）

和歌山県鉄鋼業最低賃金  
（平成 25 年和歌山労働局最低賃金公示第 2 号）

和労発基 0727 第 2 号  
令和 3 年 7 月 27 日

和歌山地方最低賃金審議会  
会長 富山信彦 殿

和歌山労働局長  
池田真澄

最低賃金の決定の必要性の有無について（諮問）

令和 3 年 6 月 25 日付けをもって申出代表者和歌山県小売最賃会議議長 田中博景から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添（写）のとおり、和歌山県百貨店、総合スーパー、各種食料品小売業最低賃金の決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。